

# 令和3年度 小郡市一般廃棄物処理実施計画

## 第1章 総 則

### 1 目 的

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項及び小郡市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例（平成10年小郡市条例第13号）第7条の規定により、令和3年度小郡市一般廃棄物処理実施計画を定める。

### 2 施行区域

小郡市全域

### 3 施行期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

## 第2章 ごみ処理実施計画

### 1 区分及び排出量の見込み

区 分	主 な 品 目	排出量（t／年）		
		家庭系	事業系	合 計
燃えるごみ	生ごみ、貝がら、紙くず、布くず、CD・DVD、ゴム・革製品、プラスチック製品 など	10,071	3,712	13,783
不燃物	金属類、ガラス類、陶磁器類、小型家電製品、不燃複合素材品 など	482	42	524
ビン	飲料用・調味料用・化粧品用などのビン	367	1	368
粗大ごみ	家具類、寝具類、自転車、敷物類、収納庫、家電製品(特定家電製品以外)など	965	527	1,492
有害ごみ	乾電池、水銀体温計・温度計			11 t
資 源 物	新聞紙	新聞紙、折り込みチラシ		877 t
	雑紙	雑誌、書籍、カタログ、包装紙、紙箱など		693 t
	段ボール	段ボール		309 t
	古布	古布、古着、毛布、タオル		246 t
	ペットボトル	飲料用ペットボトル(PET マーク付き)		100 t
	アルミ缶	飲料用・食品用アルミ缶		70 t
	スチール缶	飲料用・食品用スチール缶		24 t
	紙パック	牛乳・ジュース等の紙パック		7 t
	トレー	食品用トレー		2 t
	せん定枝等	直径 10cm 以下の枝と幹(長さ 2m以内)		180 t
公用ごみ	地域美化清掃活動等による回収ごみ		105 t	
	公共用地等の不法投棄回収ごみ		20 t	
	動物死体(公共の場所にあるもの)		270 体	
	市役所及び市の施設の業務から生じるごみ <sup>※1</sup>		65 t	
	その他市長が認めるごみ		—	

※1 適用施設は別表に定める。

※2 1t 以下は四捨五入にて算出。

## 2 収集運搬計画

### (1) 収集する一般廃棄物の区分及び収集方法

区 分		収集方法	収集日	排 出 方 法	収集体制	収集量	
家庭系	燃えるごみ	戸 別 (ルート)	週 2 回	指定専用袋(橙色)	委 託	9,824 t	
	不燃物		月 1 回	指定専用袋(紫帯)		454 t	
	ビン			〃 (ピノ帯)		367 t	
	粗大ごみ			指定シール		166 t	
	有害ごみ	ステーション	月 1 回	専用ボックス		11 t	
	資源物	新聞紙	戸 別 (ルート)	月 1 回	結 束	委 託	877 t
		雑 紙			結 束		693 t
		段ボール			結 束		309 t
		古 布			透明袋(指定なし)		246 t
		ペットボトル			透明袋(指定なし)		100 t
		アルミ缶	ステーション	月 1 回	専用ボックス		70 t
		スチール缶					24 t
		紙パック					7 t
		トレー	ステーション	週 1 回	専用ボックス		2 t
せん定枝等	ステーション	月 1 回	結 束 (年 7 回)	180 t			
事業系	燃えるごみ	事業所毎 (別契約)	別契約	指定専用袋(黄色)	許可業者	2,780 t	
	不燃物			指定専用袋(紫帯)		31 t	
	ビン			〃 (ピノ帯)		0 t	
	粗大ごみ			指定シール		21 t	
公用ごみ	地域美化清掃活動等	戸 別	随 時	公用指定袋	委 託	105 t	
	不法投棄回収ごみ	箇所別	随 時	—		20 t	
	動物死体	箇所別	随 時	—		270 体	
	市の施設等のごみ	戸 別	指定日	公用指定袋		65 t	
	市長が認めるごみ	戸 別	随 時	—		—	

※ 1 t 以下は四捨五入にて算出。

### (2) 収集運搬の方法

#### ① 家庭系一般廃棄物と公用ごみ

家庭系一般廃棄物については、市が収集運搬を委託した業者が定期収集日<sup>※2</sup>に収集を行い、公用ごみについては随時又は指定日に収集を行う。

※2 具体的な定期収集日は、令和3年度ごみ収集カレンダーによる。

#### ② 事業系一般廃棄物

事業活動に伴って生じた一般廃棄物は、排出事業者が自らの責任において適正に処理するものとする。収集運搬を委託する場合は、市の許可を受けた業者が本処理計画により処理を行う。収集方法と回数は、収集運搬許可業者と排出事業者との個別の契約による。

③ 一時多量一般廃棄物（家庭系と事業系）

引っ越しや片づけ、大掃除等により一時的に多量に排出されたごみで、定期収集や定期契約収集によらないごみの処理は、市の許可を受けた一般廃棄物収集運搬業者（ごみ）に委託をすることができる。排出には市指定専用袋や指定シールは使用しない。

(3) 直接搬入する方法

家庭系及び事業系ごみを、排出者自らが処理施設に直接搬入して処理を依頼する場合は、ごみの種類ごとに分別して、処理施設の設置及び管理に関する条例に基づく使用料金を支払うものとする。

① 処理施設

名 称	受け入れるごみの種類	受 入 時 間
クリーンヒル宝満 (筑紫野市原田 1389 番地)	燃えるごみ、不燃物、 ビン、粗大ごみ、資源物	月曜日から金曜日 9:00～16:00 土曜日 9:00～15:00

② 搬入の見込み量（t/年）

区 分	家庭系	事業系	合 計
燃えるごみ	247 t	932 t	1,179 t
不燃物	28 t	11 t	39 t
ビン	0 t	1 t	1 t
粗大ごみ	799 t	506 t	1,305 t

※ 1t 以下は四捨五入にて算出。

(4) 収集しない一般廃棄物

区 分	品 目 等	備 考
施設で処理できないもの	ピアノ、バイク、ブロック、タイル、瓦、石膏ボード、石、土、焼却灰	
有害性のあるもの	毒物、劇物、農薬、悪臭物	
危険性のあるもの	医療系廃棄物、プロパンガスボンベ	
爆発性・引火性のあるもの	灯油、シンナー、塗料	
法令の規定によるもの	テレビ、冷蔵庫(冷凍庫・ワイン庫)、エアコン、洗濯機、衣類乾燥機	家電リサイクル法
	パソコン本体、CRTディスプレイ、液晶ディスプレイ	資源有効利用促進法
その他	農機具など	

### 3 中間処理計画

#### (1) 中間処理の方法

区 分		処理内容	搬入施設名	処理主体
ご み	燃えるごみ	溶融	クリーンヒル宝満	筑紫野・小郡・基 山清掃施設組合
	不燃物	破碎 選別 溶融 売却	〃	〃
	ビン	選別 売却	〃	〃
	粗大ごみ	破碎 選別 溶融 売却	〃	〃
	有害ごみ	処理委託等	〃	〃
資 源 ご み	新聞紙	直接売却	契約事業者	小郡市
	雑紙	直接売却	〃	〃
	段ボール	直接売却	〃	〃
	古布	直接売却	〃	〃
	アルミ缶	直接売却	〃	〃
	スチール缶	直接売却	〃	〃
	紙パック	直接売却	〃	〃
	トレー	直接売却	〃	〃
	ペットボトル	選別 売却	クリーンヒル宝満	筑紫野・小郡・基 山清掃施設組合
	せん定枝等	チップ処理等	委託業者	小郡市

#### (2) 中間処理施設

##### ① 燃えるごみ

施 設 名		クリーンヒル宝満
事 業 主 体		筑紫野・小郡・基山清掃施設組合
所 在 地		筑紫野市原田1389番地
形 式		高温ガス化直接溶融炉
焼 却 能 力		250 t/日 (125 t/24h×2炉)
処理量の見込み		13,783 t/年
内 訳	家庭系	10,072 t/年
	事業系	3,711 t/年
残渣処分方法		スラグ・メタル：資源化 飛灰：山元還元による資源
残渣処分量の見込み		0 t

② 燃えるごみ以外

施設名	クリーンヒル宝満	
事業主体	筑紫野・小郡・基山清掃施設組合	
所在地	筑紫野市原田1389番地	
形式	破碎機、磁選機、アルミ選別機、破除袋機 金属圧縮機、ペットボトル圧縮結束機	
処理能力	44 t/5 h	
処理量の見込み	2,493 t/年	
内訳	家庭系	1,924 t/年
	事業系	569 t/年
残渣処分方法	可燃性残渣：溶融 不燃性残渣：資源化	
残渣処分量の見込み	0 t	

4 一般廃棄物処理手数料

区分	専用袋名	材質	手数料 (税込み)
家庭系	燃えるごみ	燃えるごみ専用袋 (大)	52円/枚
		〃 (小)	31円/枚
	不燃物	不燃物専用袋	31円/枚
	ビン	ビン専用袋	31円/枚
	粗大ごみ	粗大ごみシール	524円/枚
	直接搬入	指定なし	150円/10kg
事業系	燃えるごみ	事業系可燃ごみ専用袋	105円/枚
	不燃物	不燃物専用袋	31円/枚
	ビン	ビン専用袋	31円/枚
	粗大ごみ	粗大ごみシール	524円/枚
		直接搬入	指定なし
公用ごみ	地域美化清掃活動	公用指定袋	無料
	不法投棄回収ごみ	指定なし	
	動物死体	指定なし	
	市の施設等のごみ	公用指定袋	

## 5 一般廃棄物の排出抑制及び再資源化

(1) 有料指定袋制の導入による排出抑制及び資源ごみの分別収集による再資源化の促進を図り、循環型社会の構築を目指す。

(2) 環境衛生機器等設置費補助金交付事業

家庭で使用する生ごみ処理機又は堆肥化容器の購入に対し、補助金を助成することにより、家庭レベルでのごみ減量を図る。助成内容は下記のとおり。

補助対象	補助額	補助基数
電気式生ごみ処理機等	購入額の1/2・上限24,000円	1世帯1機まで
コンポスト容器	購入額の1/2・上限2,000円	1世帯2個まで
EMボカシ容器	購入額の1/2・上限1,000円	1世帯2個まで

(3) 資源ごみ売上還元金交付事業

ごみの減量化と資源の再利用を地域ぐるみで積極的に推進するために、市長が認める活動組織が行う資源ごみの分別促進活動に対して、還元金を交付するもの。分別の対象とする資源ごみは、新聞紙、雑紙、段ボール、紙パック、古布、スチール缶、アルミ缶とし、資源物の売上額に応じて規則に定めた割合で還元金を交付する。

(4) 雑草等の適正処理事業

小郡市雑草等の適正処理事務委託契約により行う、公有地及び私有地における雑草等の処理に係る事業系一般廃棄物の処分については、焼却によらず堆肥化又は土壌改良材化により再資源化を図ることとし、市が別に定める「小郡市雑草等の適正処理に関する基準」に基づき行うものとする。

(5) 民間事業者設置の一般廃棄物再生処理施設の利用

事業所から排出される、個人情報や企業情報が記載された文書や書類等（機密文書類）については、回収・輸送・選別・破碎・再生において機密漏洩を防止する特別な処置が必要とされるため、一般廃棄物処分許可業者により処理し、再資源化を行う。

ただし、小郡市以外の地域からの機密文書類の持ち込みについては、当該自治体からの処分依頼によることとし、許可業者の再生処理能力の範囲内で受け入れる。

施設名・所在地	取り扱う一般廃棄物の種類	形式	処理能力	処理量の見込み
株式会社 リペシス 小郡市上岩田 1115 番地 8	紙くず(機密文書類に限る)	破碎機、圧縮梱包機、選別ベルトコンベア	125.8t/8h	1,600t/年

## 6 一般廃棄物処理委託業者

委託業者名	所在地	委託業務
有限会社 共栄資源管理センター小郡	小郡市上岩田 766 番地	①家庭系一般廃棄物及び公用ごみの収集運搬業務 ②収集資源物の指定場所への運搬 ③剪定枝等のチップ化処理業務 ④市指定ごみ袋等の配置支援業務

## 7 一般廃棄物収集運搬許可業者（ごみ）

許可番号	許可業者名	事業系 一般廃棄物	家庭系・事業系の 一時多量一般廃棄物
2-1	株式会社 環境サポート	○	○
2-7	栄和産業 株式会社	○	○

## 8 一般廃棄物処分許可業者

許可番号	許可業者名	所在地	一般廃棄物の種類
2-8	株式会社 リペンス	小郡市上岩田 1115 番地 8	紙くず(機密文書類に限る)

## 第3章 生活排水処理実施計画（し尿関係）

- 1 収集・運搬・処理をする一般廃棄物の種類  
くみ取りし尿、浄化槽汚泥
- 2 し尿、浄化槽汚泥の収集、運搬計画

区分	収集主体	収集運搬量(排出量)	収集回数	収集方式
し尿	【許可業者】 (有)悠久商事 (株)高野環境 (有)キタエイ	2,726k l	原則として 月1回	戸別収集
浄化槽汚泥	【許可業者】 (有)小郡市浄化槽センター	4,266k l	必要の都度	戸別収集

3 し尿、浄化槽汚泥の中継施設、中継運搬計画

項目	中継施設	備考
施設名	し尿中継基地	御原地区・味坂地区のし尿については、中継施設を利用せず、両筑衛生施設組合に直接搬入
所在地	小郡市三沢532番地	
容量	総量 270k1 基山町と共同利用 (小郡市分155k1)	
運搬	運搬委託業者 (有)小郡市浄化槽センター	運搬委託業者の10t車に積み込み、両筑衛生施設組合に搬入

4 し尿、浄化槽汚泥の処分施設、処理計画

施設名	両筑衛生施設組合 両筑苑
事業主体	両筑衛生施設組合
所在地	久留米市北野町今山2399番地
処理能力	300k1/日
処理方法	一次、二次処理：低希釈二段活性汚泥処理 高度処理：凝集沈澱処理、オゾン処理、ろ過処理
残渣等 処分方法	処理水：河川放流 乾燥汚泥：全量焼却し農地還元 沈 渣：焼却処分

5 し尿収集運搬許可業者

許可番号	許可業者名	許可区域
2-2	(有)悠久商事	東町、上町、中町、下町、新町、駅前、開1、開2、寺福童、西福童（北部）、大崎、小板井1、小板井2、中央1、中央2、緑、大板井1、大板井2、大保、大原、中学前、東野、大保原、西島
2-3	(株)高野環境	津古、みくに野団地（北組）、横隈、力武、新島、古賀、三沢、三国が丘1、三国が丘2、希みが丘、美鈴が丘、乙隈、干潟、吹上、立石、佐野古、下鶴、井上、上岩田、松崎、今隈、花立、美鈴の杜
2-4	(有)キタエイ	西福童（北部を除く）、東福童、みくに野団地（南組）、下岩田、稲吉、二夕、二森、宝城北、古飯、平方、光行、八坂、上西、下西、宝城南、赤川

6 浄化槽汚泥収集運搬許可業者

許可番号	許可業者名	許可区域
2-5	(有)小郡市浄化槽センター	小郡市全域



【別表】

市役所及び市の施設から生じるごみの適用施設  
 (施設の直接業務によって排出されるごみとし、原則として施設からの委託業務や契約業務によるものは除く。)

施設名	所管課	備考
市役所（本庁舎及び別館）	財政課	
人権教育啓発センター 隣保館・集会所・教育集会所	人権・同和対策課	
生涯学習センター	生涯学習課	
コミュニティセンター	コミュニティ推進課	8館
小郡市民ふれあい広場 （文化会館・図書館）	生涯学習課 図書館	
埋蔵文化財調査センター	文化財課	
市立保育所 市立幼稚園	保育所・幼稚園課	3所 1園
市立小学校 市立中学校 市教育センター	教育総務課	8校（学童含む） 5校
学校給食センター	教育総務課	
総合保健福祉センター	健康課	愛称：あすてらす
小郡運動公園・体育館	スポーツ振興課	
河北苑	生活環境課	